

情報通信審議会 有線放送部会（第17回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年6月11日(水) 16時00分～18時17分
於、総務省第2会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、長村 泰彦、根岸 哲
（以上4名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

鈴木 康雄（情報通信政策局長）、中田 睦（審議官）、
安藤 英作（地上放送課長）、藤島 昇（地域放送課長）

(2) 事務局

松村 浩（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問第1172号、諮問第1173号、諮問第1174号及び諮問第1175号に
関する審議

開 会

○根元部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会有線放送部会第17回を開催いたします。

本日は、委員5名中4名の方々が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号（有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議）の規定によりまして、非公開にて行います。

議 題

諮問第1172号、諮問第1173号、諮問第1174号及び諮問第1175号に関する審議

（1）事務局からの説明

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、再送信に関する制度等、及び大分県知事から提出がありました「大分県の有線テレビジョン放送事業者による有線テレビジョン放送法に基づく裁定申請に関する意見」について、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤島地域放送課長　それでは、事業者からの意見聴取に先立ちまして、前回の部会で各委員の先生方から確認したいとご意見がございました再送信制度の立法趣旨、あるいは著作権法との関係につきまして、事務局でまとめた資料をご用意いたしましたので、まず資料17-1に従ってご説明をさせていただきたいと存じます。

1枚めくった1ページでございます。有線テレビジョン放送法第13条第1項の義務再送信制度について、まずご説明を申し上げます。

義務再送信制度の趣旨につきましましては、法律制定当時の担当者が作成いたしました逐条解説、いわゆるコンメンタールによりますと、難視聴地域において、その難視聴を解消するためには有線テレビジョン放送によることが最も有効な手段であることにかんが

み、有線テレビジョン放送施設者に対し、地元テレビジョン放送等の再送信の義務を課すことによって、当該区域の住民に対し、テレビジョン放送等の視聴を確保し、受信者の保護を図ることとしたものであるとされております。

したがいまして、前回根岸委員にご指摘いただきましたように、難視聴地域において地域住民に放送が見られることを保証する、そのような観点からの規定であると理解しております。

ただし、留意点でございますけれども、有線テレビジョン放送施設者に再送信義務を課するためには総務大臣が当該難視聴地域を指定する必要があるがございますが、そもそもこの義務再送信の規定というのは、その指定がなされていないということで、過去に一度も発動されたことはないということを、念のため申し添えます。

次に、2ページでございます。再送信同意制度につきまして、ご説明を申し上げます。

再送信同意制度の趣旨につきましては、有線テレビジョン放送法案が審議されました昭和47年5月18日の衆議院通信委員会におきまして、当時の担当局長から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけでありまして」という答弁がありました。有線テレビジョン放送法の再送信同意制度が、有線ラジオを規律しております有線放送業務の運用の規正に関する法律の同意制度と同じ趣旨で設けられたと考えられます。

その有線放送業務の運用の規正に関する法律における同意制度でございますが、昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会におきまして、その立法趣旨についての質疑応答がございました。ポイントは下線つきの太字で強調してございますけれども、「その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護」、あるいは「いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するため」という表現が使用されております。

以上の国会での議論を見てみますと、再送信同意制度は、再送信の際に放送元の放送事業者の編集内容が変更されること等を防止すること、すなわち、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され、または歪曲されないことを担保するための制度であると考えられます。

次に、3ページでございます。再送信同意制度の趣旨につきまして、何点が補足をさせていただきますと存じます。

まず参考①といたしまして、過去2回、大臣裁定が行われておりますけれども、いずれの裁定におきましても、テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめて

いる法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、または歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図ることとし、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、または歪曲されることのないよう担保するところにあると述べられております。

また、参考②のほうでございますけれども、放送法第6条においても、他の放送事業者の放送を受信して再放送するには同意が必要である旨が規定されております。

資料には、条文のほうはちょっと申しわけありませんがそのまま掲載はしておらないところですが、一応読み上げさせていただきますと、「放送事業者は、他の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意を得なければ、その放送又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再放送してはならない」と規定されておまして、規定の文言は、再放送が再送信と変わっておること以外は有線テレビジョン放送法第13条第2項と全く同じでございます。

この放送法における再放送の同意制度の立法趣旨に関しましては、解説書によりますと、放送事業者の放送対象区域以外で放送される危険性があり、放送秩序を破壊する可能性があること、放送番組の一部に手を加えること、放送時間帯の変更や前後に広告放送を配置すること等により、放送事業者の番組編集の意図を害し、歪曲する可能性があるとの理由から、このようなことが生じないように、当該放送事業者の同意を得なければならぬとしたものと解説されております。

以上が再送信同意制度の説明でございます。

次に、4ページでございますが、裁定制度というものについて、ご説明を申し上げます。

裁定制度の立法趣旨につきましては、裁定制度を導入した昭和61年の国会で答弁されておりますとおり、従来再送信同意に関して問題が生じた場合のためにあっせん制度というものが規定されておりましたが、地元放送局の反対などの理由によって区域外再送信が拒否されるケースが発生する中で、あっせん制度が問題解決に十分に機能しなかったため、裁定制度を創設したと理解しております。

またその際に、前回の部会でもご説明申し上げましたけれども、裁定の判断の目安として、今の下のほうの答弁でございますが、いわゆる5基準について答弁がされております。

次に、5ページでございます。著作権法上の権利との関係について、ご説明を申し上げます。

まず再送信に当たりましては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から、有線テレビジョン放送法の同意とは別に、著作権法上の著作権・著作隣接権について許諾を得る必要がございます。

また、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者は、番組に含まれる著作物、例えば音楽ですとか脚本などについて、著作権に関する権利処理を行う必要がございます。

なお、過去の国会審議におきましては、有線テレビジョン放送法の同意制度と著作権法上の著作隣接権の制度は別個の制度であると、下のほうにつけ足しておりますけれども、そういうふうに答弁されておるところでございます。

引き続き、6ページでございます。地上放送の再送信に関する著作権法上の規律につきまして、事務局のほうで整理をさせていただきました。

まず再送信の際の著作権といたしましては、大きく分けて、放送事業者が有する権利と放送番組に含まれる著作物の原権利者が有する権利というものがございます。

放送事業者が有する権利といたしましては、まず、みずからが制作した放送番組について著作権を有しております。それに加えて、すべての放送番組について、有線放送させる著作隣接権を有しており、いずれについても許諾が必要とされております。

一方放送番組に含まれる著作物については、小説の原作者・脚本家、音楽の作詞家や作曲家が著作権を有しており、各権利者の許諾が必要です。またレコード製作者や実演家には著作隣接権が与えられております。

次に、7ページでございます。著作権法の中に、ケーブルテレビによる再送信についての特例規定というのがございますので、ご紹介させていただきます。

まず、非営利無料で再送信が行われる場合、具体的にはマンションなどの共聴組合などのケースでございますけれども、その場合には、放送に係る著作権や著作隣接権は働かないとなっております。また、冒頭説明いたしました有線テレビジョン放送法第13条1項による義務再送信が行われる場合には、放送事業者の著作隣接権は働かないという規定がございます。

以上、簡単ではございますが、資料17-1についての説明でございます。

引き続きまして、資料17-2のほうにつきましてもご説明をさせていただきたいと存じます。縦長のA4の資料でございます。

こちらのほうは、前回少しお話をさせていただきましたが、大分県知事に対しまして、事務局のほうから、福岡波の区域外再送信について意見を求めておりましたが、その回答が5月29日にありましたので、ここに添付をさせていただきました。若干説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、裁定申請に関する意見というところでございますけれども、福岡県の民放4社からの意見書の中に、視聴者及び地元経済への影響について懸念する意見が何点かございましたことから、各意見につきまして、大分県知事の意見を求めたものでございます。

まず福岡波の区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると、地元放送事業者の緊急災害情報や地域情報が見過ごされることにより、大分県民の生活の安全が脅かされ、また地元情報に接する機会が減少することにより、視聴者にとって文化面・生活面でかえって不利になるのではないかという点につきまして、大分県知事からは、インターネット利用人口が約9,000万人に達し、道州制の導入も議論される現状において、県外情報の流入を制限する意味は乏しく、このことにより県民の生活・文化面で不利益が生ずるとは考えていない。むしろ本県においては、放送普及基本計画が指針としている4系統のテレビ放送が受信できていない現状の是正が優先と考える。なお、地元放送事業者の緊急災害情報等が見過ごされることにより、県民の安全性が脅かされるという指摘については、現状でも同様の懸念はあり、緊急情報の強制放送を可能とする制度改正やシステム開発など、他の手段により解決すべき問題と考えるとのご意見をいただきました。

また、福岡波の区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると福岡一極集中が進むのではないかという点につきまして、福岡一極集中はさまざまな要因の複合的産物であり、本県CATVにおける福岡波の区域外再送信もその一要因である可能性については否定しないが、本県では企業誘致による雇用対策や団塊の世代の活躍の場づくりなどをはじめ、県民が心豊かに暮らせる魅力ある大分県づくりを実現するためのさまざまな施策を積極的に展開しており、若年者人口の増減率などでは現実にその効果もあらわれているところである。また、福岡波の区域外再送信が県外への人口流出に逆に歯どめをかけている可能性もあると思われ、必ずしも地域の活性化にとってマイナス要因とは考えていないという意見をいただきました。

最後に、福岡地区に限定した形で出稿されたCMが大分地区で放送されることは大分

県の視聴者に混乱を与える可能性があるかという点につきましては、本県内の視聴者が、福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを視聴したとしても、福岡地区のCMであることは十分に理解し得るものと思われ、これまで（アナログ時）も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考えるとのことをご意見をいただいております。

その次のページでございますが、その他、福岡波の再送信についての全般的なご意見につきましていただいておりますので、ご紹介いたします。

4行目をご覧ください。「本県としては地元民放3社のうち、株式会社大分放送及び大分朝日放送株式会社に出資しているという立場もあり」とありますように、大分県は地元民放に出資しておるといふ株主としての立場というものもございます。その観点からもご意見をいただいております。

具体的には、意見の10行目にありますとおり、地元民放及びCATVが、それぞれ今後の地上デジタル放送の普及発展にも重要な役割を担うことから、将来にわたって共存共栄していくことが望ましく、そのためには今回の問題においても、視聴者はもちろん、できるだけ多くの関係者が納得できる方向で解決を図るべきという意見をいただいております。

以上、ごく簡単でございますが、資料17-2についてのご説明をさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

○根元部会長 どうもありがとうございます。

（2）意見聴取

○根元部会長 ご質問等あるかと思いますが、後でまたお願いするというところで、意見聴取に入りたいと思います。

まずは裁定申請者である大分県の有線テレビジョン放送事業者4社の方々から、お伺いしたいと思います。

（裁定申請者入室）

○根元部会長 どうも本日はお忙しいところをありがとうございます。

それでは、代表事業者の方から意見をいただきたいと思いますが、お話をいただく時

間が15分、それから質問等をさせていただくのが15分、トータルで30分ということ
を予定しておりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくどうぞお願いします。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） それでは、代表して意見を陳
述させていただきます。私は大分ケーブルテレコムの佐藤と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日は総務省の鈴木局長をはじめ、中田審議官、また総務省幹部の方、根元部会長を
はじめ委員の先生方には、大変貴重な時間をちょうだいいたしまして、意見陳述をさせ
ていただけることに心から感謝を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思いますが、まず1ページ目でござ
います。これは大分県にある光ファイバーの基幹ネットワークであります大分県豊の国
ハイパーネットワーク、黄色い太い線の部分が光ファイバーの基幹ネットワークであり
ますが、これが豊の国ハイパーネットワークという大分県の構築した光のインフラでご
ざいます。それと、私どものケーブルテレビ事業者のマップでございます。

今回、色分けをしておりますが、右のほうに四角の枠で囲んでいるCTBメディア、
そして当社大分ケーブルテレコム、大分ケーブルネットワーク、ケーブルテレビ佐伯の
4社が、大臣裁定をさせていただきました。

大分県には15のケーブルテレビの事業者がございまして、当初9の事業者が大臣裁
定をさせていただくということになっておりましたが、大分県の調停等もありまして、
自治体が経営を行っている4市につきましては、大臣裁定を控えようということになり
まして、県の指導もありまして、私ども第三セクターの民間事業者4社が裁定申請をさ
せていただいたところでございます。

もともと大分県豊の国ハイパーネットワークが構築された理由というのは、当時平成
元年から4年までは大分県におきましては民放が2局でございましたので、なかなか企
業誘致がままならないという県の考え方もありまして、平成3年より、あるいはその前
から、福岡の民放をアナログで流した経緯もありまして、県としては何としても情報過
疎県から脱却をしたいということで、福岡の電波を豊の国ハイパーネットワークという
ものを使って全県的に流したいという考え方で構築されたものでございます。

続いて、2ページ目でございますが、今回同意をいただけなかった最大の理由といた
しましては、ただ1点、地元民放の経営に悪影響を与えるということだと私どもは考え

ております。地元の同意がないからだめだとかいうことも言われております。

これまで長い間話し合いをさせていただきましたが、地元民放及び発局である福岡の放送局からは、視聴者の皆さんとか、市民のためにという言葉は聞かれませんでした。ケーブルテレビ事業者の気持ちはわかるが、民放連や地元局との関係もあるので同意は無理であるということと言われておりますし、地元局の同意が必要である、それがないと出せないということも言われております。

また、地元民放は、ケーブルテレビが普及すると自社の視聴率が下がるということで、発局に対して同意しないしてほしいということをお願いしておられるようであります。

その他視聴率が上がるとか、県域免許だから出せないとか、著作権の問題があるというふうには主張されていますが、これにつきまして私どもは、アナログのときと同じであると考えております。

民放の経営に悪影響を与えるのは、地デジの投資、それからインターネット広告、これは最新の情報によりますと29%昨年度は伸びたと新聞に出ておりましたけれども、こちらのほうが大きいのではないかと考えておりますし、ちょうど二、三日前に新聞に出ておりましたが、発局の福岡の放送局及び地元放送局も、地デジ投資による減価償却がかさんだために増収減益になったと出ておりますし、テレビ業界全体の広告費が1.2%減になったと新聞には報道されております。

その一方で、地元民放はケーブルテレビのある地域の中継局の設置は行っておりません。ケーブルテレビによってデジタルの設備投資の面で大いに助かっていることは認めておられます。

また、視聴率の低下につきましては、区域外再送信によるものよりも、BS・CSなどによる衛星多チャンネル放送、あるいはIPTV等による影響のほうが大きいのではないかと私どもは考えております。

そして今回大臣裁定を提出させていただいた理由につきましては、昨年12月1日に私ども大分県でもデジタル放送が開始されました。以来、視聴者の皆様から非常に多くの苦情の電話が寄せられております。当大分ケーブルテレコムの場合、通常でありますと1日に650本から750本程度でございますが、12月1日から急増いたしまして、1日1,000本程度に増えました。電話回線を急遽4回線増やし、これまた急遽日曜、祭日も通常出勤をいたしまして、電話対応に追われたところでございます。

こういう現状から、私ども4社は開局のときから福岡4局よりアナログの同意をいた

だき放送しているため、非常に多くの皆様に視聴習慣がございます。今まで見えていたものが、国策によりデジタルになったからといって見えないのはおかしいという苦情が多く来ております。

また、福岡の隣県である佐賀県に対して、福岡4局はデジタルの同意を行っております。

また、私どもはアナログとデジタルでは何も変わらないと考えております。

そして、福岡4局として同意を正当に断る理由がありません。第104回国会衆議院通信委員会における5つの基準に抵触しないと私どもは考えております。

今まで平成16年1月から3年以上、100回を超える区域外再送信に関する協議を重ねてまいりましたけれども、全く進展がございません。これにより、話し合いによる解決は不可能であると判断させていただきました。

このようなことから、多くの視聴者の声を代弁して、大臣裁定の申請をさせていただいたわけでございます。

最後、4ページ目でございますが、視聴者の一部の意見をご紹介します。

たくさんの苦情がありますが、例えば、土地を借りれば借地権、家を借りれば借家権がある、我々には従来見ていた視聴権があると。アナログになったら流せないとは何も書いてないじゃないかというようなことを言われております。

それから、福岡のテレビ局は独自に番組制作し、内容も非常におもしろい。大分の情報もよく取材をして流れている。

もう一つは、サッカーの日本代表戦が見られなかったり、国民的なワールド・ベースボール・クラシックも準決勝と決勝戦が見られず、野球のオールスターも全部は見られない。県民として非常に情けない。

もう一つは、高価なプラズマテレビを買ったのに、期待していた福岡のデジタル放送が見られない。一体いつになったら福岡波はデジタルで見られるのか。福岡の放送ではEPGが使えない、なぜなんだというようなさまざまな苦情の電話をいただいております。

12月は連日のように怒られていまして、地元民放が反対しているから福岡放送局から同意をいただけないんだというふうなことを当社では一切言わないということで社内的にマニュアルを決めて、地元民放が反対しているということは一切言ったらいけないということで対応してまいりましたが、詳しいことも言えずに泣き出す女子社員もいま

した。

また、12月から、福岡の放送がすぐさまデジタル放送では流せない、しばらくお待ちください、しかしながら必ずデジタルでお流しするようにいたしますという文章を、11月末に届くガイドには掲載しております。

それから最後に、大分県には系列による番組が2チャンネルございますが、この系列による同一番組比率についての調査を行いました。期間は5月1日から5月31日まで、大分合同新聞のテレビ欄によります。TBS系の同一番組比率は55.4%、同一番組でないものが44.6%。朝日系におきましては、同一番組が52.7%、同一でないものが47.3%です。したがって、系列は同じといいながらも、同一の番組比率は50%強ということがございますので、同一の系列であっても視聴者からのニーズは非常に強いものがございます。

以上でございます。

○根元部会長 ありがとうございました。

ただいまの意見陳述に対しまして、補足説明がございましたら、各社からお願いしたいと思えます。

○意見陳述人（株式会社ケーブルテレビ佐伯・井澤） ケーブルテレビ佐伯の井澤でございます。座ったままでよろしいでしょうか。

本日は陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。弊社の申し立ての趣旨につきましては、ただいまの説明のとおりでありますけれども、行政とのかかわりが特に深い佐伯市及び弊社の位置づけ等につきまして、補足させていただきます。

まず、佐伯市及び弊社の位置づけの状況ですけれども、1点目は、佐伯市は区域内波であっても、ケーブルテレビがなければ、面積で言いますと約9割の住民がテレビを見ることができないといった難視聴地域であります。

それから2点目ですけれども、そうした地域環境から、2年前の合併前の1市8カ町村がそれぞれ国のご支援をいただきながら、中央との情報格差の是正に向けたテレビア構想の推進のために公共のケーブルテレビ事業を立ち上げております。

3点目でございますけれども、その中で旧佐伯市におきましては第三セクターとして弊社が設立されまして、現在も地域住民に対する情報インフラの一部を担っているという状況にあります。

それから4点目ですけれども、佐伯市では現在、平成20年4月、来年の4月の開始

をめどに、弊社への移管を含め、9市町村のケーブルテレビ事業の統一に向けた検討を進めているといった状況にあります。

この4点が、佐伯市及び弊社の位置づけや状況であります。

今回のお願いについての弊社の考え方はすけれども、先ほどの説明と重複するところもございますが、まず1点目は、行政と私ども民間のケーブルテレビで市内全域をカバーしておりますが、行政ケーブルは大分県の調停等によりまして福岡波を流すといった予定を聞いております。こういったことから、弊社にも再送信同意をいただければ、市内においても格差が生じるというのが1点であります。

それから2点目は、地方都市にあってアナログ放送では同意をいただき、中央との情報格差がなくなっておりましたのに、デジタルになって退化してしまう状況は、我々放送事業者として避けなければならないという考え方が2点目であります。

それから3点目ですけれども、視聴者の立場としても、アナログで見ておりました福岡波が、国の進めるデジタル化が原因で見られなくなることについての理解を得られない視聴者の反発、不満が既にかかなり寄せられているという状況をお伝えしたいと考えております。

以上3点であります。

○根元部会長 どうもありがとうございます。

先ほども申し上げましたように時間に限りがございますので、すみませんが質問に移らせていただきたいと思います。我々として基本的なことを、私のほうから代表で最初にお尋ねしたいと思います。

大分県には民放が3局あるわけでございますが、福岡の放送については大分県に系列ネットワークがない局だけを再送信すればいいのではないだろうかという考えがありますが、それについてはいかがでしょうか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） 私のほうから、その件について、私の考え方を説明させていただきます。

先ほど申し上げましたように同一の系列、TBSと朝日系がありますが、この系列であつても50%強の番組しか同一番組はないということでございますので、四十数%は新しい福岡の番組が流れているということから、視聴者の皆さん、県民の皆さんには、同一の系列であつてもぜひとも見たいという強い要望がございますので、私どもの主張としてはただ1点、従来アナログで同意をさせていただいたものについては従来どおり

デジタルでも流させていただきたいというのが私どもの考え方でございます。

○根元部会長 2点目でございますが、福岡県の放送事業者の方々の意見書においては、著作権処理が十分に行われるか不明であるというご意見がございました。有線テレビジョン放送事業者としての著作権処理について、どうお考えか、お知らせいただければと思います。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） 一つは著作権につきましては、これはアナログのときも著作権という問題はあると思いますし、それと同様だと考えています。

もう一つは、大分県と同じような状況であります隣県であります佐賀県に、福岡の今回の4社はすべて同意を出されています。そのことに関する著作権と同じようなものではないでしょうかと思いますので、とりわけ著作権について大きな問題が発生するということは考えておりません。

○根元部会長 有線テレビジョンの事業者の方に対しても著作権処理は必要だということになっていますが、それは適切に処理されるというふうにお考えですか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） そうですね。

○根元部会長 3つ目でございますが、先ほどもお話がありましたけれども、有線テレビジョン放送事業者として、裁定の判断について国会で表明されているいわゆる5つの基準というのがあるわけでございますが、それを遵守するつもりかどうかということでございます。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） これはもちろん遵守するつもりでございます。

○根元部会長 それでは委員の方々から、どうぞご質問をお願いします。

○根岸委員 今までアナログについては再送信ということで同意をもらってきたわけですね。その間の同意をもらうというときには、お金を払うのですか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） 従来お金は払っておりません。

○根岸委員 これはずっと以前からそういうやり方を？

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） そうですね。

○根元部会長 デジタルになったらどうされますか。やはり払わないのですか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） いや、払わないとは言っておりません。

- 根元部会長　　払うつもりはあるわけですか。
- 意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤）　　いや、まだ、例えばそういうつもりはあるかというふうには福岡の発局から確認をされたことはございます。
- 根元部会長　　そういう確認がされたら、意思はあると理解してよいのですか。
- 意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤）　　そうですね、払わないとは思っていませんし、しかしながら私ども、例えば大分の事業者のみが協議を重ねて料金を決めるとか、それはちょっと無理だと思っております。やっぱりそれは民放連とケーブルテレビ連盟とで協議をして、適正な金額を算出するべきであると考えています。
- 関根部会長代理　　著作権に関しても、やはり今の段階では年間包括契約という形で、いわゆる日本ケーブルテレビ連盟と民放連のほうで話し合いをなされていると伺っているんですけども、そういう点でも、ケーブルテレビ連盟のほうと全体で話し合いをしていただくという形になって進んでいると思っております。
- 意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤）　　ええ、そういうことになるんですね。やはり私どもが個々に発局と交渉するということは無理でございますし、じゃ、映画のこの部分でそちらに払ってくれと言われても、民放連と話をした中で、逆に払ってもらったら困るというご意見の方もいらっしゃるんです。ですから、やはり業界を代表する団体同士で協議をすることが望ましいと考えております。
- 関根部会長代理　　同じ形で、再送信そのものを民放連とケーブルテレビ連盟の間で、今後はデジタル化に対してどうしようかという話し合いそのものは行われているんですか。
- 意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤）　　これは日本ケーブルテレビ連盟の区域外再送信特別委員会というものが一昨年の9月に発足いたしまして、それから専門の弁護士等をまじえて、昨年の5月に要望書というものを民放連に出しまして、7月にその回答が来ました。その回答によれば、個々の問題であるというふうなことで、民放連で決めて同意をなさいますとか、不同意になさいますとかいうことは独禁法にも抵触するし、それはできないと。それから、地域の文化とか経済圏とかいう問題があるので、地域に話し合いをして解決してほしいという回答が来ておりますので、これまでは地域によって話し合いを進めてきたというのが現状でございます。
- 根元部会長　　それともう一つですが、福岡県の放送事業者の方からの意見書で、大分ケーブルネットワークを除く3社については、アナログ放送で過去に同意を得ずに再送

信を行っていたという指摘があるのでございますが、そのことに関して、それは事実でございましょうか。要するに、同意を得ずに再送信を行っていたという申し立てがあるのですが。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） アナログの同意書を最初いただいたのですが、大分県の地元民放3局が自動更新であったがために自動更新と誤って、同意をいただいて、次の同意をいただく期間が切れていたということは、当社がございまして、それはあります。

○根元部会長 ある意味での違法状態になるわけですがけれども、それをどうお考えでしょうか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） 確かに手続的に私どもがそのあたりをきっちり把握していなかったということは申しわけないことだと思います。それに気がついて、すぐさま失念していた旨の文書をつくりまして、送りましたら、すぐさま送ってきていただいたと。それからまた、切れたというご指摘もありませんでしたということと、わりと頻繁に、今接続世帯数はどれぐらいになりましたかという福岡発局からの電話がありましたので、今これぐらいエリアが広がって、これぐらい接続数が増えておりますとか、あるいは当社におきましては毎月ガイド誌を発局にお送りさせていただいて、番組ガイド等でお知らせをしていたということで、かなり緊密な連携をとって進めてきましたので、そのことに気がつかなかったというのが事実であります。

○根元部会長 それから、大分ケーブルネットワークについてでございますが、逆にアナログ放送で再送信の同意を得ておきながら実際には再送信をしていないと。するといいながらしていないのでというご意見が来ております。同意契約違反であったというご指摘があるのですが、この点はいかがでしょうか。

○意見陳述人（大分ケーブルネットワーク株式会社・青柳） 大分ケーブルネットワークの青柳です。

それは、同意をもらったときは入れていたんですが、途中でチャンネルの支障があって、外してそのままになっていた状況があります。

○根元部会長 どのような支障だったのでしょうか。

○意見陳述人（大分ケーブルネットワーク株式会社・青柳） メカ的に、チャンネル数が増えたものですから、そのチャンネルをとりあえず休止したと。

○根元部会長 すいません、大事なのを聞くのを忘れたのですが、大分県はネットワー

クでは県を挙げてやっているのですが、福岡の電波を受けている場所がございますよね、デジタルになったら場所はどこになるのですか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） 従来のアナログの場所と同じです。

○根元部会長 そこでは何もしなくたってデジタルは受かるのですか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） そうですね。

○根元部会長 品質よく受かるのですか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） 全く問題ありません。

○根元部会長 そうですか。

○関根部会長代理 やはりアナログからデジタルに変わって、これまで見られていたものが突然見えなくなるとおっしゃる視聴者の方からすると、ほんとうにここに書いていらっしゃるような不満はすごく大きいと思うんです。そういった方たちの声を、福岡や、それから大分の民放さんにはいろいろとお伝えはしていらっしゃるわけですよね。それに対してはどういう反応が返ってきているのですか。

○意見陳述人（大分ケーブルテレコム株式会社・佐藤） こちらにも書かせていただきましたが、民放はやっぱりすばらしい会社だと思って交渉に入ったのですが、市民とか県民、視聴者の皆さんに迷惑をかけているという認識はあまりないのではないかと考えております。正直なところ、民放はスポンサー、クライアントに目が行っているということで、確かにアナログで流していたものが見えなくなったら市民、県民の皆さんに迷惑をかけますよねというふうなことは一度もございませんでした。猛烈な勢いで抗議の電話が、12月は特に多かったものですから、私どもは土日返上で電話回線を増やして対応して、そのあたりは強くほんとうに訴えて、これ以上話をしてもむだだ、これ以上我慢ができないというところになりましたものですから、大変お手間をとらせて申しわけないのですが、1月12日と24日に福岡発局に行って、同意をいただければ大臣裁定をさせていただきます、これしか方法がございませんということをお伝え申し上げました。

○根元部会長 よろしゅうございますか。

○関根部会長代理 はい。

○根元部会長 それでは、時間でございます。どうもありがとうございました。

（裁定申請者退室）

○根元部会長 次に、裁定対象者である福岡県の放送事業者4社の方をお願いしたいと思います。入室をお願いいたします。

(裁定対象者入室)

○根元部会長 本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、代表事業者の方から意見の陳述をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○意見陳述人(九州朝日放送株式会社・権藤) 私は九州朝日放送の権藤と申します。

民放4社の意見を申し上げます。

私ども福岡県の民放事業者4社は、現行の法制度上の県域免許に基づいて放送事業を行っています。報道の取材、番組の制作、番組編成、営業活動などは、福岡県内の視聴者に対する情報提供を主たる目的としております。

福岡民放4社が、現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいます。その中で、一方でケーブルテレビ事業者の区域外再送信を容認していくことは、放送制度との整合性を損なうと考えます。

また、放送事業者には公共の福祉という観点から、緊急災害情報や有事における情報提供が求められています。区域外再送信による福岡局の放送の視聴が常態化した場合、例えば、ことし導入される緊急地震速報の確認がおくれ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念されます。

したがって、私どもはケーブル事業者4社からの区域外の再送信の申し入れに同意しないことといたしました。

ケーブル事業者4社は、デジタル放送の再送信はアナログ放送からデジタル放送への移行に伴うもので、区域外再送信についても引き続き実施することは視聴者に対する責務と主張しております。

しかし、放送事業者に与えられている免許は、アナログ放送とデジタル放送では別物であります。設備面、技術面など、デジタル放送技術の一定要件を満たした事業者に与えられております。

この要件を満たすため、我々放送事業者は多額のデジタル投資を行っています。福岡民放4社のデジタル投資総額は、アナログ放送が終了する平成23年までに総額360億円に達します。これは4社の年間売上高合計の2分の1、利益にいたしまして10年分に当たる額であります。

こういった観点から、デジタル放送の免許は新しい免許、新規開局と考えるのが妥当で、区域外再送信同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は個別に検討する必要があります。

ケーブル事業者4社はアナログ放送について、過去福岡民放各社の同意の上で再送信を行っていましたが、その後更新の手続がなく、違法再送信の状態が続いていました。しかしながら、昨年11月同意申請があり、福岡民放各社はアナログ放送の区域外再送信については平成23年7月のアナログ放送終了までに期間が限定されることから、再同意に応じることといたしました。

次に申し上げたいのは、大臣裁定のあり方そのものです。

ケーブル事業者4社との協議は昨年10月から3月まで7回行いましたが、結果ケーブル4社は裁定申請を行いました。裁定申請はケーブル事業者に有利な制度と思われるからであります。

有テレ法は、放送事業者に正当な理由がある場合を除き同意をすべきと定めております。正当な理由としましては、昭和61年の国会で5つの基準が示されました。それは、一部カットしての放送、異時再送信、チャンネルの別使用はだめ、それに適格性、技術レベルについて問題がある場合となっています。これだとケーブルテレビ事業者が大臣裁定を申請すれば、ほとんどの場合、同意の裁定が下されると思われま

す。そのことは福岡県に隣接していない宮崎県や鹿児島県などのケーブルテレビ事業者からの裁定申請でも同様と考えられます。

この基準は、当時ケーブルテレビ産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられたようです。

その後、地元要件撤廃など規制緩和が次々に行われ、ケーブルテレビ事業は多チャンネル化による都市型の事業拡大によりまして飛躍的に成長しました。平成18年末にはケーブルテレビの加入世帯数が2,000万世帯、普及率で40%を超えました。平成17年度のケーブルテレビ営利法人311社の営業収益は3,850億円に達しており、大分県をはじめとして、地方民放テレビ事業者に匹敵する収益を上げる事業者も登場しております。

この20年間でケーブルテレビ産業を取り巻く環境は大きく変化し、その意味で5つの基準は実態とかけ離れているのではないかと考えられます。

一方私ども民放事業者は、今後もデジタル設備投資による経営難が懸念されます。営

業的にも、大分県、山口県などは、隣県からの区域外再送信が増えるに伴い、自社視聴率の低下等による影響が顕著になってきております。

次に、著作権法上の問題です。ケーブル事業者4社は、同意については著作権法上の許諾は不要と主張しておりますが、著作権法第99条で、放送事業者はその放送を受信して、これを再放送し、または有線放送する権利を有すると規定されております。したがって、ケーブルテレビ事業者が再送信するに際し、著作隣接権を有する放送事業者からの許諾がなければ、それが違法状態であることは明らかです。著作権法上の許諾は不要とするケーブル事業者の主張は事実誤認と言わざるを得ません。

有テレ法では、区域外再送信先となる地元の承諾は不要とされ、大臣裁定制度においても地元局が意見を述べる機会については明文化されていません。しかしながら、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けるのは地元局です。フルネット局においては番組表のほとんどが福岡局と同一のため、視聴率の面で打撃を受けることは言うまでもありません。

以上、福岡民放4局を代表しての意見を申し上げます。

ここで少し、九州朝日放送としての補足意見を申し上げます。

当社及びテレビ朝日系の九州ブロック局は、ブロック番組を推進しております。大分では大分朝日放送が受け局です。大分地区での福岡発ブロック番組の放送は、ケーブル事業者4社の言う福岡情報のニーズや情報格差の是正に対する視聴者の期待にこたえていると考えます。

また、当社の年間のブロック番組収入はおよそ4億円です。大分地区のブロックセールスでは、大分朝日放送の視聴率が唯一のデータです。したがって、大分地区の視聴率が当社の区域外再送信のため目減りすることは、当社の営業上大きな打撃となります。区域外再送信により、大分朝日放送がブロック番組に対する意義を失い、受け局から離脱した場合は、当社はブロック収入のおよそ1割を失います。

最後になりますが、ケーブル事業者4社のうち大分ケーブルネットワーク株式会社につきましては、同意期間中、連絡なしに再送信が中止されておりましたため、当社はアナログ放送についても再同意しておりませんことをつけ加えさせていただきます。

以上であります。

○根元部会長　　どうもありがとうございました。

最初にお話しするべきでしたけれども、お話を15分ぐらいでいただいて、残りの1

5分で質問にさせていただきたいと思います。

時間でございますので、恐縮でございますが質問のほうに移らせていただきたいと思います。委員の先生方からご質問をいただく前に、私から基本的なことをお伺いしたいと思います。

直感的には、コマーシャルが差しかえられず、そのまま再送信されるわけで、民間の放送業者とすると放送エリアが広がり歓迎すべきじゃないかと考えることもできますが、それについてはいかがでしょうか。

- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） 今のご質問をもう一度ちょっと……。
- 根元部会長 コマーシャルも何も変わらずに、自分たちの放送のエリアが大分に広がるわけですね。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） はい。
- 根元部会長 純粹に考えれば、福岡の民放の会社とすれば歓迎すべきではないのですか。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） 広域化することによって広告主としてもメリットがあるのではないかと。
- 根元部会長 はい。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） ご承知のように、今コマーシャルというものは地元に向けた、地元限定したキャンペーンであるとか、地元限定のコマーシャルが多々ございます。もし福岡県限定のコマーシャルが大分県に流れたといたしますと、まず視聴者に誤解を招き、混乱を起こすということが1点でございます。
- それから、広告の意図しているものと違った地域に広告が流れるということは、広告主にとっても非常にまずいといいますか、意図するものと違うところに流れる。また、私ども放送事業者にとりまして、コンプライアンス上責任問題になるということで、広告主にとってエリアが広がるということがすべて結構なことではないということを申し上げます。
- 根元部会長 関連してですが、それで今までアナログのとき今おっしゃったような困ったことは起きたのでしょうか。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） 過去にはございません。ただし……。
- 根元部会長 将来起きるのですか。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） 私どもも調べましたけれども、正直なところ

ございません。ただ、今からデジタル放送になりますと、データ放送と連携して、コマーシャルに付随したデータ放送が細かい情報を、コマーシャルを見てデータ放送から通信の世界に入りまして、スポンサー様の細かい情報が見られる。そういういろんな、デジタル化によって、地元でやっている非常に多層化、複雑化している情報が、余計そういうことで混乱を巻き起こすおそれもあるということで、アナログの単一サービスとデジタルとではもう全然違うのだということを申し上げたいと思います。

- 根元部会長 広告を出される方の了解をとれば、問題はクリアできることですよ。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） はい、もちろんそうでございます。
- 根元部会長 もう1点でございますが、お話では地域の免許が形骸化する、それから、再送信をどの地域で認めるかは放送事業者の固有の権利である、また、放送対象地域を超えるものについては、放送の意図を歪曲するというご主張でございますが、アナログでは再送信に同意していらっしゃるわけで、アナログで同意しているのになぜデジタルでは不同意なのかを教えていただきたいと思います。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） 現在アナログで区域外再送信を認めておりますけれども、意見書で今申し上げているいろんな課題がございますけれども、やはりアナログでも非常にこういう問題が多々あるということ、潜在的に内包しているということとを私どもとしては承知いたしております、なるべくこれは早急に改める必要があると常々思っております。

それから、いろんな問題があるために私どもは同意しないということですが、まず、先ほど代表事業者が申しましたように、ケーブルテレビ産業というものが当時の、地域が限られた小さなケーブル事業者であったところに、個々に同意をしてきた経緯がございますけれども、現在は地元の放送事業者に匹敵するようなケーブルテレビ産業として発展してきて、しかも都市型化され、大分県の場合は光ケーブルネットワークで全県が網羅される、1つのヘッドエンドでつなぎさえすれば全県にいくという広域化になっております。非常に私ども地元放送事業者の経営に与える影響が大きいということがございます。

それから、さらに著作権、著作隣接権の問題でございますけれども、実演家に対して報酬請求権がこのたび認められるようになって、19年7月1日から施行されると思っておりますけれども、こういう権利団体からも今までの権利制限が、これは補償金だという顕著な動きが今後出てくるのではないかとということが、私ども放送事業者としては危惧を

いたしております。あくまでも同意の内容、同意書の中には、権利処理はケーブル事業者の責任でやりなさいということが書いておりますけれども、今アナログであっても非常にこの辺を私どもは危惧しておりますし、デジタルは新しい時代だということで、特に権利問題がうるさくなってくるということを慎重に対応していかないといけないと考えております。

○根元部会長　その経営のお話ですが、今は多分無料かと思うのですが、ケーブル事業者が例えばお金を払い、有料化になったら物事は解決するのですか。

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄）　そのところは今、私どももローカル局のレベルでそこまで具体的に研究はいたしておりませんが、今後の検討課題であろうと思っております。

○根元部会長　具体的なことはお考えではない？

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄）　私どものレベルでは、例えば権利団体への補償金というか、権利のためのお金をどういうスキームで、どういうふうにして相手のケーブル事業者にお伝えしたらいいかとかいうのが、ローカルレベルでほんとにできるのかどうか、その辺の費用対効果の面もいろいろございまして、正直なところまだ今からの研究課題であると思っております。

○根岸委員　先ほどお聞きしたのですけれども、今回アナログとデジタルは違うというお話をお伺いしましたが、別の地域ではデジタルについても同意しているということをお聞きしておりますけれども、佐賀でしょうか、それはどういうふうに違うというか、どういう点が問題なのでしょうか。

○意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　佐賀県につきましては、1局の少数チャンネル地域であるという実態がございます。地元のサガテレビという民放テレビ事業者がおりますけれども、福岡波の区域外再送信について納得といたしますか、書面ではいただいておりますが、地元放送事業者の了解を得ているということでございます。それから、久留米局という送信所が県境の山の上でございます。大体佐賀県の半分程度電波が漏れ飛んでいるといたしますか、スピルオーバー地区でございます。まず、そういう状態が1つ。

それから、アナログ時代にやはり適法な視聴習慣がついている。生活圈、文化圏に至っても、佐賀県の一番西の端にあります唐津市なんていうのは福岡の通勤圏でございます。それから、佐賀市に至りましても40分で福岡に参るような、通勤圏でございます。

こういうことで、私どもは日ごろの報道の取材活動におきましても佐賀県でニュース取材をした事件、事故物はすべて佐賀県民の皆様にきちんとお伝えをするという長年の経緯から、佐賀についてはそういういろんな条件から区域外を一応容認したということでございます。

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） その件について補足させてください。チャンネルプランのときに私どもは佐賀県について当時の郵政省にどうするんですかと。その当時は、県域免許という言葉で郵政省はチャンネルプランに向けて厳しく言ってこられたんです。私が佐賀県はどうするのですか、必ずこの問題が出てきますよということ指摘したら、佐賀県については県域免許とは別の扱いをするということで、チャンネルプランをそのまま進めております。

我々は、佐賀県は営業的にもエリアと考えてビジネスをやっております。佐賀県については特別扱いということをやっていますし、今説明があったようにニュースとか、それから、選挙報道も含めて、福岡県が主体的にエリアをカバーしているという特別の事情がありますので、大分県とか山口県とは全然違う要因です。

以上です。

○長村委員 大分県の民意といいますか、県民のニーズはかなり強いと聞いているんですけど、それについてはどのような見解をお持ちですか。

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） それは私どもとしては把握いたしておりませんが、一部に聞きますのは、プロ野球のソフトバンクの試合が福岡ローカルでよく放送しておりまして、これを大分のケーブル事業者は営業政策的に、福岡の民放波はキラコンテツだということアナログでも刷り紙にしてPRをしている状況でございます。私どもは大分の視聴者がどういうニーズを感じているかというのを十分把握いたしておりません。

○関根部会長代理 佐賀は把握されているけれども、大分は把握していないということですか。

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） これは……。

○関根部会長代理 私は福岡の出身なのでよくわかりますけれども、大分と福岡は、ほんとはものすごく経済的に近いところですよ。例えば週末は湯布院で暮らしていて、普通ときには福岡で仕事をしているなんていう人も、団塊世代以降ずいぶん出てきていると思うのですが、そういう層に対して、デジタル化が進むことは見られなく

なる番組が増えるのだというメッセージを福岡の放送局が送り続けるということになりかねません。それは国のデジタル化を推進するという方策とかけ離れてしまうということに対してはどう思われますか。

○意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山） 佐賀県については、県知事が直接デジタルの再送信については、県民が要望しているからぜひ認めてほしいという要望書も我々のところに出しております。

○関根部会長代理 では、広瀬さんがもしそれをお出しになられたら、同じことをなさるのですか。

○意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山） 大分県がですか。

○関根部会長代理 はい。

○意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山） いえ。先ほど申しましたように大分県は地域性が、佐賀県の状況と違います。県域免許と我々は第一義的に、原則論で言っているわけですから、大分県に対してはやはり県域を守るという前提でやっています。佐賀県については、福岡県の我々が情報発信も含めてカバーしなきゃいけない、それから、ビジネスとしても営業的にも佐賀県はエリアに入ってカウントしているという大きな違いがあります。

○根元部会長 そういう議論だとアナログとデジタルでは変わりますが、何ら変わっていないわけですね。アナログのときも同じ問題があったけれど認めており、既得権としてあるわけですね。それがデジタルになって突然だめだという根拠には、よく理解できないのですが。

○意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山） アナログ自体は先ほど言いましたように、小さな、ごく一部からスタートしているわけです。大分県はどういうことをやっているかといったら、鶴見という高い山のところで受信して、それをハイパーネットで全县に流しているわけです。ところが、大分の事業者の発言を聞きますと、遠距離でキャッチしていますから、アナログを受信した映像と音声は質が悪いのです。ところが、デジタルになると、劣化しません。劣化しないということは、視聴者が今悪い映像、例えばキー局から流れているテレビをゴールデンで見るときに、映像も音声もいいほうを見ますよね。ところが、福岡の電波を受信した場合は、画質も音質もちよっと悪いわけです。そうしたら、同じものだったらいいほうを見ますよね。ところが、デジタル化になった場合に劣化しませんから、やはり福岡の放送局を選択すると。

- 関根部会長代理　でも、そうなったら、停波以降は全く同じですよ。先々、11年以降全部デジタルになるわけですよ。そのときにどうなさるのですか。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　いえ、だって、今、アナログの場合、福岡の局は画質が悪いわけです。大分の、地元の局は画質がいいわけです。
- 関根部会長代理　デジタルだからね。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　いや、アナログですよ。デジタルだったら同じになります。同じになるということは、福岡を見るチャンスが増えるということです。そういうことでしょうか。いいものと悪いものと……。
- 長村委員　それはユーザーにとってどういう影響があるのですか。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　え？
- 長村委員　皆さんにとって何か悪い影響があるのですか。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　大分の地元局にとってはやはりチャンネルを見てくれないと、さっき権藤社長から言いましたように、それで視聴率が下がるわけです。
- 関根部会長代理　視聴率が下がっている理由を分析なさったのですか。衛星放送やBS、インターネットなどでの視聴が増えているということによる影響は全く考慮されていないのでしょうか。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　それは今ビデオリサーチでやっていますけど、山口と大分に関しては視聴率のデータの的に明らかにその他のケーブル、衛星を使った分が、福岡波に比べると視聴率が高いです。
- 関根部会長代理　再送信を全部とめてしまえば、それで大分の民放局の視聴率は上がるのですか。実際とめてしまったところは上がったのですか。もとに戻ったのですか。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・靄）　その前に提出しております意見書の最後のほうに、視聴率の経緯、過去10年間、それから、大分地区の民放が年間に18億円の減収になるという試算は、私ども、私は福岡放送ですが、意見書の中にお出しいたしております。そこに細かく経営に与える影響、それから、あと、関連してですが、野球のソフトバンクとかジャイアンツ戦はCSで全試合が見られるような時代が来ておりまして、情報格差是正のために区域外再送信の必要性、公共性はあるのかなというのが1つございます。

それから、何度も申しますように、県域免許というのは何なんですかということをおどもは常に聞きたい。放送の電波エリアを飛び越えてはいけませんと一生懸命言われておりながら、隣の県はチャンネルが少ないのだし、アナログでも視聴習慣がついているんだから、チャンネル格差是正はケーブルでどンドンやったらいいじゃないかとおっしゃる論理だろうと思うのですが、それをやりますと、今度、宮崎県、鹿児島の話が来ると思いますが、福岡で受信して、ケーブルで宮崎、鹿児島まで持って行って、あるいは逆に東京で受けたものが福岡まで来るということになりますと、おどもは大変なことになるわけです。だから、ケーブルテレビによるチャンネル格差是正の考え方をもうちょっと真剣に、県域免許との関係でぜひお考えいただきたいと思っております。

○関根部会長代理 道州制とかが入ってくると、県域を全部見直すというやり方もあると思います。

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） そうですね。ぜひそのところをご論議いただきたいと思っております。

○根元部会長 もう1つですが、ワンセグが受からないところはだめだとおっしゃる理由を教えてください。放送の発局はデータの一貫性を保たなければならないので、ワンセグもちゃんと受からないようなケーブル事業者はだめだとおっしゃっていますが、その理由は？

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） ケーブルそのものは、ワンセグの受信ができない仕組みだろうと思います。

○根元部会長 どうして一緒に受からないといけないのですか。

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） え？

○根元部会長 どうしてワンセグが受からないと再送信できないのですか。

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） これは、今総務省の幹部の方がおられますが、ワンセグが今メインのチャンネルと同じ放送、サイマル放送をやっておりますけれども、独自の放送もできますけれども、行く行くはメインのチャンネルをいろいろ補完するような使い方もあろうかと思っておりますので、このワンセグとメインの放送とが連携をするような、多様な運用の仕方も今後あり得るのではないかということから……。

○根元部会長 あり得るわけですか？

○意見陳述人（株式会社福岡放送・靄） はい。それから、ワンセグはやはり携帯受信ができますので、緊急災害情報等は当然そうですけれども、我々としては将来的にメー

ン放送とワンセグが何らかの連携を持ったいろんなサービスを模索していきたいと……。

- 根元部会長　　いつごろですか。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・轟）　　ローカル局は、キー局さんが先にご研究なさりますけれども、我々も今から研究していかないといけないと思っておるところでございます。
- 根元部会長　　もう一点ですが、緊急放送のときに、例えば大分において福岡のことを聞いていると緊急放送がわからずに危険であるとのことですが、具体的例はありましたか。どのような事態かわからなかったのですが。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・轟）　　まず、地震の予知連絡、10秒前の緊急受信連絡システムがまもなく動き始めますけれども、本地震が来る前に緊急に知らせようというのを放送でやろうとしております。あるいは、県との、例えば私どもは福岡県とそういう災害に関する協定を結んで、県から出た情報を……。
- 根元部会長　　地震から見たら大分と福岡はかなり近い領域なのですか。
- 意見陳述人（九州朝日放送株式会社・権藤）　　今現在は大分で群発地震が起きています。福岡は何も関係ありません。
- 意見陳述人（株式会社福岡放送・轟）　　全くないです。
- 根元部会長　　どの程度の震度ですか。
- 意見陳述人（九州朝日放送株式会社・権藤）　　3から4。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　　この前の福岡の地震でも大分はほとんど関係なかった。
- 根元部会長　　ああ、そうですか。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　　福岡で大地震がありましたよね。
- 根元部会長代理　　それは震源の場所にもよると思うのですがね。
- 意見陳述人（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社・小山）　　それは地震の規模にもよります。九州全体でどーんといく場合もありますし、そうでない場合もあります。これは過去のあれから言えば大体県単位ぐらいの規模だと思います。
- 根元部会長　　そろそろ時間でございます。よろしゅうございますか。後々また質問させていただいたら、何らかの方法でお伺いする可能性がございますが、その節はどうぞよろしくお願いいたします。きょうはどうもありがとうございました。

(裁定対象者退室)

○根元部会長　それでは、大分県の放送事業者3社の方にご入室いただいて、ご意見をお聞きしたいと思います。

(その他関係者入室)

○根元部会長　本日はご多忙のところどうもありがとうございます。それでは、意見陳述をお願いしたいと思います。予定といたしましては、ご説明を15分間でいただきまして、残りの15分を質問に充てさせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、代表事業者の方から意見の陳述をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○意見陳述人(株式会社大分放送・首藤)　大分放送の首藤でございます。今回の総務大臣裁定の審議に当たりまして、大分地区にも意見陳述の機会をいただきましたので、大分の民放代表事業者としまして意見を述べさせていただきます。

大分県の民間放送事業者は平成5年に大分朝日放送が開局し、大分放送、テレビ大分とあわせて民放3局地区となりました。しかし、複雑な地形の大分県では県内波の難視聴区域もあり、ケーブルによる区域内再送信を、さらにアナログ放送については2011年の終了までという前提で区域外再送信も了承し、協力してきました。デジタル放送の区域外再送信につきましては、私ども大分の民放3局はこれまでケーブル事業者と真摯に協議を続けてきた結果、福岡県に隣接します日田市については、電波受信状態や生活圏、文化圏などを考慮して、福岡民放4局の区域外再送信を了承しました。今回民間の4ケーブル事業者が区域外再送信の問題点や、地元大分の事情を理解されずに、福岡県の民放4局に対して区域外再送信の同意を求めて大臣裁定を申請したことは、極めて遺憾であります。放送法に基づく地域免許制度の崩壊につながることを懸念される、無原則な区域外再送信には次のような理由から反対とするものであります。

まず、地域免許制度についてであります。地上波放送は地域内の人口や経済力などを考慮したチャンネルプランに基づいて地域が限定された免許が交付されております。地域内の生活、文化、経済に関する情報、各種選挙報道や政見放送、さらに緊急時の災害情報など迅速に放送することも大きな使命であり、これも常に地域を意図してなされております。大分地区は民放3局地域であります。今回申請されています福岡4局の再送信が認められますと、実質的には民放7局地域となり、地域免許制度は意味をなさ

なくなります。

次に民放のネットワークについてですが、私ども民放はそれぞれが地域を前提に系列局の一員としてネットワークを組み、全国ネット番組を共有するとともに、それぞれの地域でローカル番組を制作し放送しています。区域外再送信では、番組が流される予定のないエリアで放送され、あるいは重複して放送されることとなります。ネットワークを共有する同一系列の福岡の放送局から再送信されなければならない理由は全くありません。

また、地域CMの問題では、そのCM内容は広告主がエリアごとにきめ細かく計画し、広告主の営業、販売促進活動と連動する形で放送されます。地方の放送局は毎日多くのCMをその地区用に差しかえて放送していますが、差しかえのない区域外再送信のCMは広告主にとどまらず、消費者にとっても混乱を生じさせるおそれがあります。

さて、デジタル放送による地域情報であります。デジタル放送ではデータ放送やワンセグ放送などにより、細かい地域の生活情報、気象情報、災害情報などのサービスが可能となり、アナログ放送よりもさらに地域性が求められています。さきの統一地方選挙におきましても、開票速報はデータ放送で放送し、市町村別の細かな得票数を常時閲覧できるように対応いたしました。こうした新規サービスを持つデジタル放送は、これまでのアナログ放送とは大きく異なるものであります。区域外再送信による福岡の放送局の視聴が常態化した場合、デジタル化でますます重要になる地域情報が十分に届かないこととなって、視聴者の利益に反することになります。

私ども地元民放経営への影響につきましては、区域外再送信により放送波が増えればその結果、地元局の視聴率が低下します。大分地区では区域外再送信を含むその他の局の視聴率は年々上昇し、今やほぼ1局分のシェアを占めております。昨年度のその他の局の視聴率は全日で9.1%まで高くなっており、この10年間でほぼ3倍となっています。また、民放の売り上げは視聴率と密接にリンクしております。9.1%の半分、4.5%が区域外再送信としますと、昨年度の当地区の3局の放送収入から換算しますと、およそ18億円に相当し、私どもの売り上げに大きく影響しております。

私ども放送事業者は、現在2011年7月デジタル完全移行に向けてデジタル中継局の建設、整備に懸命に取り組んでいるところでありますが、デジタル投資の総額は局内設備、送信設備を含めると、年間の売り上げにも匹敵する巨額なものとなっております。区域外再送信はこうしたデジタル完全移行への厳しい経営状況に、さらに経営を大

きく圧迫する要因となり、こうした経営の悪化は結局放送の質の低下を招くことになり
ます。

大分地区の協議につきましては、大分県の自治体ケーブル4社は、情報格差の是正を
名目にテレビ西日本、福岡放送の2波だけの区域外再送信を求めています。大分県は今
回大臣裁定を申請しています民間ケーブル4社に対してもこの案の受け入れを打診しま
したが、あくまでも4波同時再送信が必要として断られております。

私ども大分地区の民放3局は、区域外再送信について大分県のケーブル事業者の方々
と真摯な話し合いを続けてまいりました。クロスネット局を含む民放3局地区の大分県
の現状と情報格差是正という観点から、私どもは経営的にはまことに厳しい判断ながら、
現実的な解決策を模索しております。区域外再送信の問題は全国一律ではなく、それぞ
れのエリアの実情に合った個別事情に基づき、協議、解決すべきものであります。

今回の裁定において基準とされる86年の5原則は、ケーブル事業者が大きく成長し
た今日ではその説得力を持たず、デジタル時代の新しい基準に照らしても整合性のある
判断基準が求められると考えます。

裁定に当たりましては、区域外再送信先でもあります私ども民放3局の意見を十分尊
重していただき、適切な結論を導かれますよう強く希望いたします。

以上、簡単でございますが、大分の民放代表事業者としての意見とさせていただきます
す。

○根元部会長 どうもありがとうございました。

まだ少々時間がございますが、何か補足の説明はございますか。

○意見陳述人（株式会社テレビ大分・結城） 私はテレビ大分の結城と申します。テレ
ビ大分としての補足意見を述べさせていただきます。

先ほど代表陳述人の意見の中で県内の自治体ケーブル4社はテレビ西日本と福岡放送
の2波だけの区域外再送信を求めているという説明がありましたけれども、それは私ど
もテレビ大分がクロス局という放送形態をとっているからであります。以下、クロス局
の立場から述べさせていただきます。

ご承知のとおり我が国の民放は4大系列によりまして全国放送を展開しております。
ところが、大分県は3局地区でありますから、私どもは日本テレビとフジテレビの2系
列に加盟しておりまして、完全系列局とは違う、いわゆるクロス局であります。ちなみ
に3局地区は大分以外に全国で7県ございます。地区として1系列が不足しているため、

クロス局の私どもは県内の視聴者になるべく不利益がないように、両系列の主な番組をバランスよく編成しております。物理的に放送不可能な場合は、コスト高になりますけれども、番組を購入して、時間違いで編成しております。また、ローカル局の使命であります地域発信も両系列に対して、ニュースとして両系列で全国放送されております。加えて両系列の共同イベントにも参加、例えば日本テレビ系列の24時間テレビ「愛は地球を救う」キャンペーンや、フジテレビ系列がユニセフを支援しておりますFNSチャリティキャンペーンなどにも積極的に取り組んでおります。

つまり私どもは1局でほぼ2系列の放送を行っており、大分は3局地区とはいえ、実質的には4波地区であると言っても過言ではない、私どもはそう思っております。それでも、放送できない番組がある、足りない部分があるということから、自治体ケーブルが求める2波についてはその公共性にかんがみて、私ども地元3局は受け入れる用意をしているわけでございます。しかしながら、営業目的のためにあくまで4波にこだわる民間ケーブル4社の申請はとてもし承できるものではございません。福岡県の所有者が拒否するものを大分県の会社が勝手に使い営業する、これには率直に言って疑問を感じざるを得ないところであります。

情報格差是正の補完措置としてのケーブルによる区域外再送信問題は一律ではなく、地域個別の状況を踏まえた当事者間による協議で解決されるべきであります。委員の皆様方におかれましても、大分特有の事情をご理解いただきますようによろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○根元部会長 どうもありがとうございました。それでは、時間でございますので質問の時間に移らせていただきたいと思います。

私から最初に基本的なことをお伺いしたいと思います。いただいた意見書によりますと、福岡からの電波の地域外再送信が行われますと、大分民放の視聴率が低下し、経営に悪影響があると主張されているわけでございます。大分の民放が福岡波の放送番組よりも見ていらっしゃる方にとって魅力的なコンテンツを制作すればこれは全然問題ないことで、たとえ福岡の地域外再送信が行われたとしても経営に影響はないような気がするのですが、この点はいかがでしょうか。要するに利用者は良いものを志向するという世の中です。利用者の観点からするといいコンテンツを選ぶ。そのためにいいコンテンツをつくれれば問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○意見陳述人補助者（株式会社テレビ大分・白沢） テレビ大分の白沢と申します。確かにおっしゃるとおり、理想的にはそうでございますが、我々ローカル局の経営状態からしますと、自社制作番組は、東京キー局のようなふんだんに優雅なタレントを使った番組などはとても制作できませんし、ローカルでの制作というのは、どうしても予算的な限界、それから、コンテンツとしての魅力の限界というものがやっぱりございます。キー局のネットワークを通じた番組でもって我々は何とか利益を上げて、その上がった利益でもってローカル制作番組をそれぞれワイド番組とかニュースだとかに投資しているというのが実情でございます、確かに我々が一生懸命投資しておもしろい番組をつくっても、やはり都会、大都市圏のつくられるコンテンツと勝負しろというのは大変難しいのが実情でございます。

○意見陳述人（株式会社大分放送・首藤） よろしいでしょうか。大分放送ですけれども、私どもはJNN系列28社の一員であります。ほとんどのネット番組は福岡のRKBさんと同じでありまして、違うといいますが、ニュース、あるいは自社番組でありますので、私たちも地元の局として自社制作番組に一生懸命取り組んでおりますので、自社制作番組においての大きな開き、遜色、魅力がないとは思っておりません。ところが、そういう意味においては、RKBさんのものが流れるケーブルを見ておりますと、ケーブルからケーブル、一回一回切りかえなくても見られるということで、やはり流れで見られてしまう場合もあります。そうしますと、それが結局視聴率に反映するということでもありますので、今言われるように一生懸命いい番組、魅力ある番組をつくればという意見については一生懸命つくっておりますので、要はキー局から流れるネット率は全く同じでございますので、そのシェアとしましては、自社制作番組はテレビの中で10%程度でございます。そういうことでございますので、魅力ある番組づくりということについては、そう大差はないと思っております。

○根元部会長 今大分県では、既得権と申しますか、既にアナログで福岡の放送を見ていらっしゃる視聴者の方がいらっしゃるわけですね。その大分県の県民の皆さんの利益という点から見ると、現在見ている福岡のものをとめるということに関しては、いかがなものでしょうか。県民にとってのプラスは何かあるのでしょうか。

○意見陳述人補助者（株式会社大分放送・伊東） 大分放送の伊東でございます。やはり今現実に見ている番組がありますので、デジタルでもというお話もありますが、これについては大分の民放3社としては、大分ないものをそのままとめるということとし

ないで、福岡の2波は流してもらおうとかいう部分も今から検討していくことにしておりますので、全国的に4系列は見られるようにしようということですので、全くゼロにしてくれということを行っているつもりはございません。終わります。

○根元部会長 何かご質問はありますか。

○意見陳述人（大分朝日放送株式会社・宮本） ただいまの関連で、よろしいですか。

○根元部会長 はい。

○意見陳述人（大分朝日放送株式会社・宮本） ケーブルのアナログを見ている視聴者の立場ではなくて、放送事業者側から言いますと、今までも出ていますけれども、確かに多くの視聴者がアナログのケーブルテレビを今も見ております。ただし、大分民放局は免許に沿って地域内向けの発信をいろいろやっているのですけれども、その分結局幾ら金をつぎ込んで頑張ってもローカルの番組を発信しても、アナログのケーブルを見ている人には届かない。例えば私のところで毎年ローカル制作費で年間1億8,300万円ほど使っております。そういった金をつぎ込んでつくったものがなかなか地域の視聴者に届かないということがあります。

もう1つは、やっぱり自治体も放送局同様に地域の住民に対してかなり広報予算をつぎ込んでおります。大分県の場合、年間で6,600万円ほどをつぎ込んでおりますけれども、これも結局ケーブルの視聴者が増えれば増えるほど、その費用が無駄になりかねない。もちろんこれは税金でありますけれども、そういった事情があります。だから、ケーブル視聴者が増えれば増えるほど、私ども民放事業者のローカル番組、あるいは自治体の広報番組が多く視聴者に届かないという結果を生んでいると思っています。

○関根部会長代理 質問してよろしいですか。

○根元部会長 はい、どうぞ。

○関根部会長代理 自治体がつくっている広報番組はケーブルテレビでは一切流れないものなのですか。

○意見陳述人（大分朝日放送株式会社・宮本） いや、もちろん流れています。

○関根部会長代理 流れているんですね。でしたら、別にその6,600万は無駄にはならないと思うのですけれども。

○意見陳述人（大分朝日放送株式会社・宮本） いや、福岡波では流れます。

○関根部会長代理 はい？

○意見陳述人（大分朝日放送株式会社・宮本） 福岡波ではもちろん流れます。だから、

福岡波……。

○関根部会長代理 大分県……。はい。

○意見陳述人（大分朝日放送株式会社・宮本） 大分の自治体のものが福岡波にも乗ればおっしゃるとおりなのですけども、福岡波には乗りません。

○意見陳述人（株式会社テレビ大分・結城） 区域外再送信になったときは乗らないということです。

○関根部会長代理 ああ、そうですね。わかりました。

それも先々相互乗り入れの形になっていけば、どうなるのかわかりませんよね。

○意見陳述人（株式会社テレビ大分・結城） どうするかということですか。ちょっとわかりませんが。

○関根部会長代理 いや、結構です。わかりました。

デジタル化の波がどんどん進んでいけば、ネットの中でそれぞれが蓄積され、例えば広報の番組もこれからはインターネットの中に流す可能性がどんどん出てくるわけですよ。そうなったときには別にこの6,600万はアナログでもデジタルでもどちらでもいいわけですよ。必ずしもアナログで、こちらで流されていないと意味がなくなるということではないですよ。そうですね。

○意見陳述人（大分朝日放送株式会社・宮本） おっしゃるとおりです。今でも、自治体はそれぞれホームページを持ってまして、その中で極めて大量の情報を住民に流しております。だから、それはそれで、プラス、テレビを通じて、例えばパソコンを使えない人だってたくさんいるわけですよ。テレビだと電源を入れれば映る。そういったねらいも多分にあるのだらうと思います。

○関根部会長代理 わかりました。

○意見陳述人（株式会社大分放送・首藤） よろしいですか。

○根元部会長 はい、どうぞ。

○意見陳述人（株式会社大分放送・首藤） 放送そのものが免許ということで、その区域に与えられておりまして、ですから、我々が常に考えるときに県民の視聴者の側に立ってそういう情報格差はないかということも頭に置きます。ですから、例えば私どもが、福岡さんもそうですね、そういうローカル番組につきまして、大分をターゲットに、大分を目指してつくっておられません。福岡県内をつくっておるということで、これは地域性、やはり地域に与えられた免許でありますし、それについては制作番組とかい

うところ、あるいは今回のデジタルについてもきちんと整備をして、巨額の投資をしていくという地域の放送局でありますし、私どもは常に大分県の皆さんの電波を預かっている、そういうことによって公共性を非常に強くしていかなきゃいかんと思っておりますし、ですから、私どもはそういう情報格差については、区域外再送信についてもやはり前向きに検討しなければならないと。

ところが、同一系列で全く同じものが流れて、そうして地元の生活において、例えば同じ地元のコマーシャル、CM等があるのですけれども、こういうものがもし見られなくなって、福岡のコマーシャルが流れていく、これはそのまま流されますので、ですから、あらゆるものに弊害が起こってくる、いわゆる大分の文化の面からも経済の面からもじわじわと影響が出てくるということでもありますので、我々は免許事業ということでもありますので、そういうことについてはやはり県民の皆様の側に立って、そして、そういう情報格差については前向きに考えていかなきゃいかん。

しかし、営業的にチャンネル数が多いほうがいいんだというものについてはなかなか疑問を持つ——ケーブルさんのことを言っているんですけれども——ということになります。

○根元部会長　その点ですと、今もアナログで、大分県民の方は福岡のコマーシャルを乗せた放送を見ているわけですよ。同じ番組を大分のコマーシャルで見ている人もいるわけですよ。このことで具体的にどれだけ収入が下がったとかの事例またはそのような分析はあるのでしょうか。私が言いたいのは、お客さんはおそらく自分の買いやすいところを選ぶと思うわけですよ。必ずしもコマーシャルが流れているから、収入に直接響いたという具体的な例があったら教えていただけると幸いなのですが。

○意見陳述人補助者（大分朝日放送株式会社・高島）　大分朝日放送の高島です。おっしゃるとおりで、やはり福岡のコマーシャル、及び地元のコマーシャルは、ケーブルテレビ、放送波を含めて競合している中で、言われるとおり、ほかのCMを流したことによって大分がどの程度影響を受けるのか、これは全く重要なことなので、ビデオリサーチが始めてきて、数字が推定しか言えるようなところはないのですけど、状況を見ますと、例えば大分から福岡間の高速バスなんかは、前は1時間に2本だったのが、このごろは15分に1本とどんどん増えています。若者がどんどん福岡に買い物、遊びに。福岡でファッションを見て、食事をして、翌日に帰ってくるというのが、若者の現在のファッションだと地元で言われております。これは大分県庁のIT推進課なんかでもやは

り、あと、バスが増えたり、JRも、かもめ何とかとか、どんどん増えまして、ピストン輸送しております、それも大体中高年層の方が来ているということで、非常に地元の商店街は、どこもそうですけれども、特に過疎が激しい。夜の8時になったらもう森閑としている。これは何とかしなきゃいかんというのが大きな課題でもあり、おっしゃるとおりです。では、数字的にどうなのかというのが今から、これからを含めて、その数字が今のところないんですね。私どもは今から調べるとのこと……。

○意見陳述人（株式会社大分放送・首藤）　　ちょっとよろしいですか。視聴率が下がるということはご存じだと思いますけれども、1%、パーコストというのですけれども、それが例えば9.1とかいうものをずっと掛けて、そして、金額が出るのです。ですから、10%とっておると、視聴率が9%、8%になれば、パーコストで下がるわけです。ですから、商品価値が下がる。そういうことによって、資料として添付をして、資料につけております。その補足説明をさせていただきました。そういうことです。

○根元部会長　　それは後で見させていただきます。

もう1点ですが、そういうことだと、インターネットの影響は大きいのではないのですか。若者が都会に行ってしまうとかいう話はおそらくインターネットの影響が大きいと思うのですが。

○関根部会長代理　　民放さんがどんなに情報をそうやって地域内に限ったとしても、情報があるところにみんなが見に行くんだとすると、今再送信をここでとめたとしても結果は変わらないような気がするのですけど。

○根元部会長　　そうですね。だから、それがちょっと疑問ですね。

○意見陳述人（株式会社大分放送・首藤）　　それについてはやはり放送免許ということで、ですから、我々もインターネットを通じて放送のものを流したり、ニュースを流したりやっておりますし、インターネットを活用して放送局もやっていかなきゃいかんと思っております。ですから、そういう中で正当にやってもいいものについては競争。ところが、今回のケーブルさんのときは、その福岡の波が必要ないんじゃないですかと言っているわけです。全く同じものが流れるんです。

○意見陳述人（株式会社テレビ大分・結城）　　同じものが……、いいですか。東京の波が、要するに福岡の波が、例えば大分放送さんは、RKBさんとKBCさんですね。2波は自治体については流れていなくて、それはOBSさんとOABさんが実際同じものをやっているわけです、同じ放送ですね。ローカル放送は違いますよ。ローカルは

違うけれども、だけど、残っているTNCさんとFBSさんについては、私どもはクロスですので、半々になっているので、それについては自治体さんなんかにもいいんじゃないかと言っているわけです。そうすると、4波が流れるわけですから、別にわざわざ福岡の波を流すことはないんじゃないかと言っているわけです。

○関根部会長代理 佐伯のあたりでも同じですか。佐伯の視聴者は特にこれで困ることはないのですか。4波全部流れていますか？

○意見陳述人（株式会社テレビ大分・結城） アナログは、今は全部流れていますよね。

○関根部会長代理 そうですか。

○意見陳述人（株式会社テレビ大分・結城） はい。だけど、結局同じ、要するに私どもが、例えば佐伯の自治体が2波をすれば、OBSさんとOABさんが流れれば、同じ4波が流れるわけです。ただ、福岡のは流れないというだけです。

○意見陳述人補助者（株式会社大分放送・伊東） すいません。よろしいですか。

○根元部会長 はい。

○意見陳述人補助者（株式会社大分放送・伊東） 今の佐伯に流れているかという問題ですが、自治体のケーブルは杵築市だとか佐伯市、それから、臼杵市、豊後大野市というところが、今4地区で話を進めておりますが、杵築市、それから、臼杵市は4波全部アナログでも流しておりません。これが現状です。杵築市は流れていない、今問題になっておりますFBSとTNCという日テレとフジの系列は流しますが、TBSとテレビ朝日の系列は流しておりません。これは地元で系列局があるからという理由でアナログも流しておりません。ですから、全部が一律、自治体も4波流すということでは現状になっておりません。

それから、先ほど、情報がインターネットを含めて大きく競争しているんじゃないかというところでいきますと、おっしゃるとおりですから、今後インターネットに乗せてテレビも送れということで、IPマルチキャストということで計画をされておりますが、それも実は現状では地域によって県域でガードをかけるということが検討されておりますので、IPマルチキャストの委員会では、現状では県域で、地域でガードをかけるということになっております。東京の波がそのまま大分にIPマルチキャストに乗って、全部流れて視聴できるということには現状になっておりません、今後の問題でしょうが、失礼。

○根元部会長 どうもありがとうございました。予定した時間になりましたので、あと、

また、こちらから不明な点をご質問させていただく可能性がございますが、その節は何分よろしくお願ひしたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。

(その他関係者退室)

(3) 意見交換

○根元部会長　それでは、ご説明いただきましたけれども、あと残り20分ぐらいで意見交換をさせていただきたいと思います。

最初に私からですが、一番我々部会としてやりづらいと思うのは、地域の免許制度ということ放送業界の方がよくおしゃって、裁定はけしからん、時代遅れであると。資料にもありましたように昭和26年とか昭和47年とは事情は大分違うわけです。それで、私の感じからすると、放送業界が世の中の変遷で営業が苦しくなってきた。それに比べてケーブル事業が成長してきている。そのアンバランスですよ。それは時代としての変化ですかね。それで、地域性の件ですが、日本全体を見ると、地域性を持たなければいけないわけですから、野方図にやっては放送がとんでもなくなるから、それとの兼ね合いですよ。それをどう考えたらいいか。我々はどこまでタッチする必要があるかどうか。

○鈴木情報通信政策局長　空中波といいますか、一般放送事業と我々は呼んでいますが、とりわけその中で地上系の空中波で送っているものについては、周波数の制約があります。そのために、アナログがデジタルがとか彼らはいろいろ言っていましたけど、その中で言えば、アナログとデジタルは違う免許にしている理由も、周波数の割り当て可能性が優先しているから、アナログで割り当てた者に対してさらにデジタルで周波数を割り当てるという格好になっているわけで、そういう意味では、まず空中波でやる場合については必ず周波数の裏づけがあって、しかも、その上でそれぞれの地域別の、物理的に届く地域、届かない地域を想定しながら、例えば関東とか近畿、中国、名古屋のように、物理的にとめようがないところは広く流しているということがございます。

その意味では、まだ私どもとしては、放送番組の地域性は頭に置いているわけで、今でもマスメディア集中排除原則というのを常に放送政策の基本にしておりますけれども、その際にも空中波での放送についてのマスメディア集中排除を中心に据えているということがございます。衛星のようなものについていえば、全国届いてしまうということも

ありますし、1人のものが、トランスポンダを幾つ持つということについても非常に幅広く、今トランスポンダは3つまでとか4つまでとか持てるようにしてありますので、その点では緩めてあるということでございます。

そういう意味で、放送の免許云々というのは、1つは、さっき申し上げた周波数にかかわるということと、言葉は荒っぽいですがけれども、何だかんだ言っても結局は空中波での集中排除をきちっと守っていききたい。そのために放送区域免許を出しているということになります。あわせて、その中では、これは努力義務ですがけれども、すべての地区に電波を届かせてくださいということをお願いしているわけで、今のところアナログではほぼ100%に近いところまで届いております。デジタルでも今後99%努力しますと言っていますが、1%は自分たちでも今のところはカバーできないと言っているということでございます。それが1点。

もう1つ、古いのではないかというのがありますが、確かにもともとの発想は昭和二十何年からですが、昭和47年につくった法律を昭和61年でございましたか、改正しているわけございまして、それはそれなりの理由があったのだと思います。私どもが今諮問させていただいている内容からすれば、法改正の方向としてどうすべきかということではなくて、現行法に基づいてどう考えるべきかということございまして、現行法そのものがもう存在するに足り得ないというご判断であれば別としまして、一応現行法は現行としてそれなりの理由があるものだということであれば、現行法を前提にお考えいただきたいと思っておりますし、もちろん解釈の中で何度も出てきております、私どもが答弁をいたしました5つの条件といいますか、5つの原則といったものがおかしいということであれば、法律の範囲内で見直すのは当然でございますので、またその辺はご議論いただきたいと思っております。

○根元部会長 さっきご意見があつて、例えば福岡波を宮崎で再送信ということは多分あり得ないですね。福岡波を宮崎でということはあり得るのですか？

○関根部会長代理 ないとも言えないのではないですか。

○根元部会長 それは法律的に許すのですか？

○根岸委員 兵庫県のUHFは松江に域外送信しております。

○関根部会長代理 技術的には十分できるかと。

○根元部会長 あるのですか。

○根岸委員 あります。

- 関根部会長代理 ええ、そうです。
- 根元部会長 なかなか線引きは難しいですね。
- 鈴木情報通信政策局長 それは理由がございまして、1つの、今根岸先生がご指摘の部分は神戸サンテレビの番組を松江でというのですが、あれは空中波の放送対象区域としては特殊な例ですが、島根と鳥取は同一放送区域になっております。そういう意味では、空中波の放送では隣接区域です。
- 根元部会長 そういう意味の隣接ですか。
- 鈴木情報通信政策局長 はい。
- 関根部会長代理 でも、ユーザーにとってみたらほんとにそれは関係ないですね。
- 鈴木情報通信政策局長 それは関係ないです。
- 根元部会長 電磁波が伝わる範囲はその責任で行い、それがクリティカルなところは再送信して構わないというのが再送信の多分コンセプトだと思うのですが。アナログがデジタルになって、周波数が変わって、その状況が変わらなければ、今のやり方で何も変わらないわけですね。ただ、さっきだれかがおっしゃっていましたように、ある地点で受けて、ケーブルを使ってかなり離れた地点まで行って再送信やるというはどうなりますかね。
- 鈴木情報通信政策局長 論理上は再送信の範囲に入るのかどうか、それはまた私も1回内部で議論をしたことがあるのですが、この審議会でも議論していただきたいと思いますが、例えば福岡県の県境で受信点、アンテナを立てて、そこで、例えばLDケーブルでも金属ケーブルでも引っ張ってきて、宮崎県まで持っていき、鹿児島まで持っていき。そこで再送信をするというのも法律上の今のつくりからすると、それはいい、悪いとかに関係なく、隣県である、ないは関係ないのです。ただ、実際そういうことまでを再送信同意の対象とすること自体がおかしいのではないかと相談があったことはございます。
- 藤島地域放送課長 ケーブルテレビについては施設の設置許可権を総務省は持っていますので、多分そういうところにアンテナをつくりたいといったら、つくる必要を認めないという、例えばそちらの根っこのほうでとめてしまうということは、論理的には可能かもしれないです。ただ、それを一たん認めた以上、再送信同意だけは認めないというのは、今の法体系上は、先ほど局長がご説明しましたとおり出てこない。
- 関根部会長代理 何となく今回の大分と福岡の言い分を聞いていると、もっと大きな

動きがあるような気がして仕方がなかったのですけれど。

○根元部会長　　そうですね。

○藤島地域放送課長　　今回の再送信の裁定申請を受けて、4月11日に民放連から会長コメントが出されております。この一節には再送信のあり方については各地域の実情を踏まえた上でケーブルテレビ事業者と放送事業者の間で真摯に協議して決めるべき問題であり、行政による解決については極力慎重でなければなりません、こうした点を十分踏まえた上で良識ある行政判断を期待しますと。

○関根部会長代理　　全部ノーというのと、佐賀のようなケースが認められなくなってしまうので、それはそれで困るでしょうね。

○長村委員　　ちょっとこういう思いを持っているのですが、それに対して意見を聞きたいのですが、放送と通信の融合ということが叫ばれていますよね。情報通信審議会でも2011年以降の対応についてかなり前向きに論議を転がそうとしていますよね。そこでコピーワンスの問題をどうするか、著作権問題をどうするかというのは当然クリアしていかなければなりませんけど、大きな流れはバリアフリーの方向に向かっています。どうも民放2カ所の、福岡と大分の皆さんの話を聞くと、県ごとのバリアがまだあると。情報の格差はないとおっしゃるけども、一方の説明では違いますよね。この時代に、ほんとにあの論法がもつのか、私はもう時代錯誤甚だしいなと思って聞いていたのですが。どうも、別にケーブルテレビ側の意見に同調するとかいうことじゃなくて、公平に見た場合に非常にカスタマー不在の、みずからの経営の問題、利権の問題ということばかり主張されていて、全然CSがない、視聴者のことを全然考えていないのではないかという印象を受けたのですけど。我々が審議会で論議している方向とものすごくギャップを感じます。

○関根部会長代理　　おっしゃるとおりですね。

○長村委員　　どうですかね。

○鈴木情報通信政策局長　　私どもも全体として通信と放送、物理的な手段だとか、内容だとかいうものはほとんど融合していくだろう、最終的には内容をどう規制するかというものになっていくでしょうし、その差も大分重なっていくようなものになっていくと考えておりまして、審議官の中田を中心に内部で議論をしておりますし、外部的には先生方に入ってもらって議論して、中間的にまとめようとしております。ただ、その前提があるところに、2年前に総務省で議論したときに通信・放送融合のほうに向かって走

ろうといったとき、とりわけ地上放送は基幹放送であるので、完全な融合はまずい、地域免許制はそれなりに基幹放送ということで考えてやってくれというのがあって、政府与党合意の中ではその部分はぼかした形になっています。制度上は既にもう名前が出ておりますが、電気通信役務利用放送法という法律があって、通信サービスを使って放送ができるというつくりの形の上ではできています。現実にはそういうKDDIとか、そういうものを使ってサービスを行っている会社が出てきています。そういう意味では、私どもも通信と放送はいずれというか、現に融合も始めておりますし、将来的にはほとんど同じものになっていくのだらうと思っておりますが、現段階ですべて一緒だ、あるいは県域を全部つぶすということまでなかなか政策としては言いにくいというところがございます。

あともう1つ、さっきCATVと放送会社の経営規模は、小さかったものがどんどん大きくなってきたという話がありましたけれど、今CATVは3,800億円ぐらいかな。

○藤島地域放送課長 業界規模ですね。

○鈴木情報通信政策局長 業界売り上げは3,800億ぐらいですね。もちろん大分伸びてきてはいるのですが、民間放送は民放だけで2兆6,000億円あります。

○関根部会長代理 全然小さいですよ。

○鈴木情報通信政策局長 そういう意味では、比べてみるとまだまだ小さい。民放の場合は、1%とか2%ずつぐらい伸びてきている。CATVの場合は年率10%近く伸びてきたということによります。それでもまだ差は大分あります。

○関根部会長代理 アメリカとかに比べるとケーブルテレビの伸びはまだ小さいですよ。

○鈴木情報通信政策局長 そうですね。アメリカの場合はケーブルのほうが逆に強くて、空中波をケーブルで見るという状況になっている。

○関根部会長代理 はい。ケーブルで見るというイメージがあるくらいです。

○根元部会長 無料というのが1つのネックだと思うのですが、放送業界はお金を取ったと言ったら、取る気はないとのこと。

○長村委員 いや、でも、経営に影響を与えとか、投資を莫大にしたとかおっしゃっていますけど、だから、条件面で何か話し合う余地があるのではないかと感じましたけど。

- 根元部会長 積極的にやりそうもないですね。
- 長村委員 やらないでしょうね。
- 根岸委員 ちょっとすいません。話の腰を折ってしまうのですが、さっきご説明いただきました資料17-1の3ページの参考②がありますね。放送法6条においてもとあって、これと有線テレビジョン放送法は、考え方は基本的に同じだというお話でしたね。
- 藤島地域放送課長 基本的な考え方は一緒です。
- 根岸委員 そこで、この中では理由が2つ書いてあるように読めるのですよね。今まで私たちは5基準と聞いてきた、後のほうの放送番組の一部に手を加えるとか「時間帯の変更や前後に……番組編集の意図を害し」と、これはまさに5基準にぴったりですよ。しかし、その前に書いてあることが、「放送事業者の放送対象区域外で放送される危険性があり放送秩序を破壊する可能性がある」と言っていることは何を言っているのか。これは今の有線テレビジョンの放送法と違うのか同じなのかが、5基準はあったが、しかし、それは後の5基準ですよ。前のをそのまま字面だけ読むと、さっきおっしゃった県域単位でやっているんだということを非常に強調されて、それに関係があるのかなのかということが、これだけ読むとひっかかりますね。

そういうことも十分わかった上で、しかしながら、今度有線テレビジョン放送法の再送信の同意とか13条の5項ですか、この裁定のあれで、正当な理由がなければ同意すべきとあっていて、基本的に同意だということになっているわけです。おそらく今のような議論は時代が違うから多少は違っていたと思いますが、でも、それは経営にも影響はあるし、昔から多分ネットワークはありますよね。系列局があって、確かに同じものが流されたら何か影響があるということはわかっていたはずなのに、それにもかかわらずそのような規定を設けて、何でそれを設けたかという、前はあっせんとかをやっていたので、これではらちがあかんというので、正当な理由がなければ同意をすべしという裁定をやると、これではっきりさせるのだということになっているのですよね。

なので、私は最初非常に素人的に、どちらかという、反対しているほうの意見になるほど、そうだなと思ってた節はあります。もともと自分たちがつくった番組を何で、再送信させてくれという、当然に同意を与えなければならないという理由がもう一つわからなかったの、前回何回も質問していたわけですし、それなりにわかりましたが、しかし、なおちょっとわからないところもあって、いろいろな問題があって、なおかつこういうふうには有線テレビジョン放送法が改正されたということはそのとおりで、これ

はまさにある種著作権の問題ではなくて、公益の問題だということはわかるのですが、その公益を支えている理由がほんとのところわからないところが今でもあります。だから、確かに情報格差があってそういうところに流さなければならないというのはわかるわけですが、それだと説明は難しいのではないかと思います。

あっちこっちいって申しわけありません。今基本的に質問しようとしたのは、3ページのところに2つの理由が書いてあって、前のほうの理由がさっきの5基準と違うようです。これがちょっと気になりました。

○鈴木情報通信政策局長　これは総務省の元次官金澤が退官した後、自分のそれまでの思いをまとめて書いたのだと思いますが、前段の部分は立法趣旨の際にも一切説明のない部分です。今まで国会答弁したとおりですから。

○根岸委員　なるほど。それでは、これは個人の考えであって、公人としての答弁がそこに出てきたわけではないと。

○鈴木情報通信政策局長　あと、著作権料の話は今でも規約の中に書いてあるのですか。

○藤島地域放送課長　はい。同意に係る料金は留保するという書きぶりで同意書の中に1項目、大体ひな型に入っている状態です。取らないとは書いていないです。当分の間留保するとかいう書き方で、ただし、将来取ることがあり得るとかいう言葉で、今は取りませんということを書いてあるのが多いです。

○長村委員　ほかの地域で、金銭面で、こういう分だけ払いますよと言っている実績はあるのですか。

○藤島地域放送課長　ないと聞いております。

○長村委員　どうも金銭面をものすごく主張されるでしょう。

○藤島地域放送課長　はい。

○長村委員　ケーブルテレビ側も払うつもりはありますと言っているのですよね。これがひっかかります。ほんとに大分地区の特殊性でケーブルテレビが強くなってしまった、ここが無料でまたこれを再配信する、ここは全く立ち行かないということが現実的であれば、多少はそういう条件面でのことも、我々は決められないけれども、当事者同士で話し合うことはできませんとおっしゃっていましたが、よくわからないけれども、協議する場面を持つことも必要ではないかと思うのですけど。

○関根部会長代理　この広瀬さんが出していらっしゃる形の、普通に県外波が受信できるところはオーケーにして、そうでないところは日本テレビとフジテレビ系列の県外波

だけ再送信の同意を求めるといふ……。

- 根元部会長 妥協案？
- 関根部会長代理 妥協案。どう思われます？
- 根元部会長 いいなと思ったのです。ただ、法律的にどうなのかわからないけど。
- 関根部会長代理 一般的にこのパターンでというのは、よく出される解決策ではありますよね。これで何かまだ問題点が残るのですか。
- 鈴木情報通信政策局長 もちろん両者で、ケーブルテレビ連盟と民放連で議論していたときには、そういういわゆる少数チャンネル地区、4波ないところだけやったらどうかみたいな議論もあったのですが、法律上なかなか2波だ、3波、4波だと分けられないのです。
- 関根部会長代理 さっきのクロスのようなケースもありますしね。
- 根元部会長 このような案件は、デジタルになったときに、問題となることですよ。だから、1カ所からの申請ではないのですよね。ほとんどのところで、出てくる可能性はありますよ。
- 長村委員 そうですね。
- 根岸委員 あと、現行法のもとでこれまでやってきて、確かに古いと言えば古いけれども、でも、先ほどもありましたように、平成5年とかいうのがあって、それは今から、まだ平成だからそんな、昭和二十何年だけだったらどうかなと思うけど、平成5年というわけだから、やっぱりあの法律は死んだとかいうレベルではないと思うんです。現行法としてそれなりに生きているということで、裁定を求められているわけだから、あまり地域ごとにこうというのは非常に難しい。それはもちろん裁定を申請しているが、要するに地元でそれなりに納得して取り下げて、それで何とかいうんならいいですけど、これは来ているやつを、その地域ごとに我々がほんとに調査して、どこが見えるのか、どういう生活圏になっているかをほんとに調べるのは大変ですよ。
- 関根部会長代理 毎回意見陳述会を開いていたら大変ですよ。ルールを決めたほうがいいな。
- 鈴木情報通信政策局長 逆に今回の結論が事例となって、ほかの地域に影響する可能性があります。
- 根元部会長 それでは、予定した時間となりました。何かご発言は特にございますか。

閉 会

○根元部会長　それでは、以上で本日の会議は終了いたしますが、次回は日程が確定次第別途事務局からご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、どうもありがとうございました。

— 了 —

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 徳部、頓所

電話　　03-5253-5694

FAX　　03-5253-5714

メール　t-council@ml.soumu.go.jp